

平成26年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月16日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月19日 午前10時00分		
	閉 会	9月19日 午前10時42分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	10	玉 城 克 義	11	東恩納 寛 政
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	宮 里 晃
	総務課長	小那覇 安 隆	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課長	金 城 正 明		
経済課長	島 袋 輝 也			

平成26年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成26年9月19日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第26号	今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第27号	平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	討論・採決
3	議案第28号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	討論・採決
4	議案第29号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	討論・採決
5	議案第30号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について	討論・採決
6	議案第31号	工事請負契約について	討論・採決
7	認定第1号	平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
8	認定第2号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
9	認定第3号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
10	認定第4号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	討論・採決
11	陳情第4号	県産品の優先使用について（要請）	報告・質疑 討論・採決
12	陳情第5号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	報告・質疑 報告・質疑 討論・採決
13	陳情第6号	手話言語法制定を求める意見書の提出に関する陳情書	報告・質疑 討論・採決
14	意見書第3号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書	説明・質疑 討論・採決
15	意見書第4号	手話言語法制定を求める意見書	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 久田浩也君 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第26号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第27号 平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第27号 平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第28号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第28号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第28号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第29号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第29号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第29号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「議案第30号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6.「議案第31号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 工事請負契約について」を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7.「認定第1号 平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第1号 平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。
お諮りいたします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第1号 平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第8.「認定第2号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第2号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第2号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第9.「認定第3号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第3号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第3号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第10.「認定第4号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「認定第4号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「認定第4号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

日程第11.「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」を議題といたします。

本件について委員長長の報告を求めます。與儀常次経済建設委員長。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成26年9月19日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月16日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定に

より報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第4号	県産品の優先使用について (要請)	採択すべきもの	地場産業の根幹を担うのは「県産品の愛用です」。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要がある。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第4号 県産品の優先使用について(要請)」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第12.「陳情第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。東恩納寛政総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成26年9月19日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月16日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第5号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	採択すべきもの	WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられている。しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースも考えられる。よって「軽度外傷性脳損傷」の周知及び、国に補償や制度の改正を求める必要がある。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第5号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第13、「陳情第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する陳情書」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。東恩納寛政総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成26年9月19日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、9月16日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第6号	手話言語法制定を求める意見書の提出に関する陳情書	採 択 す べ き 物 の	手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第6号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する陳情書」は、委員長報告の

とおりに採択することに決定いたしました。

日程第14.「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書」を議題といたします。

本件について委員長の説明を求めます。東恩納寛政総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第3号

平成26年9月19日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	内 間 利 三
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

以上。

○ 議長 久田浩也君 「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第15、「意見書第4号 手話言語法制定を求める意見書」を議題といたします。

本件について委員長の説明を求めます。東恩納寛政総務文教委員長。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第4号

平成26年9月19日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	玉 城 克 義
〃	内 間 利 三
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

手話言語法制定を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対

等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本村議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣

以上。

○ 議長 久田浩也君 「意見書第4号 手話言語法制定を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第4号 手話言語法制定を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第4号 手話言語法制定を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

（休憩時刻 午前10時22分）

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

（再開時刻 午前10時42分）

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第3回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時42分）

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 玉 城 克 義

署名議員 東恩納 寛 政